

山折り

「被災者生活再建支援法」(都道府県・市町村)  
当該市町村等に被災者生活再建支援法が適用された場合にもらえる  
□基礎支援金 ＊ 長期継続に各 100万円・大規模半壊  
50万円) ＊ 半壊や敷地地震で住宅をやむなく解体の時  
□加算支援金 -基礎支援金に加えらえる  
(住宅建設・購入200万円、補修100万円、賃借50万円)  
※中規模半壊は、上記加算支援金の各半額のみ支給  
※貴借人も対象  
※單身世帯は4分3の金額  
□住宅の応急修理制度 (都道府県・市町村)  
半壊等 65.5万円以内 準半壊 31.8万円以内  
※この制度利用で修理期間後の仮設住宅の入居資格をとう場合あり。  
□公費解体 (市町村)  
大規模災害時、全半壊家屋は公費(無償)で解体してもら  
える場合があります。ただし、修理で再建可能な家屋  
の解体判断は重に、修理等の判断のために被災度  
区分判定(日本建築防災協会・有料)の利用も検討を。  
□生活福祉資金貸付制度による住宅補修貸付(社協)  
250万円以内(無利子〜1.5%)、所得要件等あり。  
□母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付(自治体の福祉事務所)  
住宅の補修等について200万円以内で貸付。  
□災害復興住宅融資(住宅金融支援機構等)  
り証明のある人が、住宅を建設、購入、修理する  
際の融資制度。  
□自治体独自の支援策  
能登半島地震での新築時支援金 熊本地震での被災した  
自治体からの情報をこまめに確認しましょう。

「被災者生活再建支援法」による給付(都道府県・市町村)  
※④を参照(最大300万円)  
□災害用給付金法による給付(市町村)  
・災害中絶金(滞滞に最大500万円)  
・災害用給金(重い後遺障害に最大250万円)  
□義理金(各自自治体)  
被災者の内容・程度・り証明書が必要になることも。  
□生活保護(都道府県・市町村)  
避難所等の避難先での申請が可能ですが  
義理金や給付金等は収入認定されないのが原則です。  
□被災者生活再建支援法による給付(都道府県・市町村)  
※④を参照(最大300万円)  
□災害用給付金法による給付(市町村)  
・災害中絶金(滞滞に各 500万円)  
・災害用給金(重い後遺障害に最大 250万円)

「被災者生活再建支援法」による給付(都道府県・市町村)  
※④を参照(最大300万円)  
□災害用給付金法による給付(市町村)  
・災害中絶金(滞滞に各 500万円)  
・災害用給金(重い後遺障害に最大 250万円)  
□義理金(各自自治体)  
被災者の内容・程度・り証明書が必要になることも。  
□生活保護(都道府県・市町村)  
避難所等の避難先での申請が可能ですが  
義理金や給付金等は収入認定されないのが原則です。

「被災者生活再建支援法」による給付(都道府県・市町村)  
※④を参照(最大300万円)  
□災害用給付金法による給付(市町村)  
・災害中絶金(滞滞に各 500万円)  
・災害用給金(重い後遺障害に最大 250万円)  
□義理金(各自自治体)  
被災者の内容・程度・り証明書が必要になることも。  
□生活保護(都道府県・市町村)  
避難所等の避難先での申請が可能ですが  
義理金や給付金等は収入認定されないのが原則です。

「被災者生活再建支援法」による給付(都道府県・市町村)  
※④を参照(最大300万円)  
□災害用給付金法による給付(市町村)  
・災害中絶金(滞滞に各 500万円)  
・災害用給金(重い後遺障害に最大 250万円)  
□義理金(各自自治体)  
被災者の内容・程度・り証明書が必要になることも。  
□生活保護(都道府県・市町村)  
避難所等の避難先での申請が可能ですが  
義理金や給付金等は収入認定されないのが原則です。

「被災者生活再建支援法」による給付(都道府県・市町村)  
※④を参照(最大300万円)  
□災害用給付金法による給付(市町村)  
・災害中絶金(滞滞に各 500万円)  
・災害用給金(重い後遺障害に最大 250万円)  
□義理金(各自自治体)  
被災者の内容・程度・り証明書が必要になることも。  
□生活保護(都道府県・市町村)  
避難所等の避難先での申請が可能ですが  
義理金や給付金等は収入認定されないのが原則です。

「被災者生活再建支援法」による給付(都道府県・市町村)  
※④を参照(最大300万円)  
□災害用給付金法による給付(市町村)  
・災害中絶金(滞滞に各 500万円)  
・災害用給金(重い後遺障害に最大 250万円)  
□義理金(各自自治体)  
被災者の内容・程度・り証明書が必要になることも。  
□生活保護(都道府県・市町村)  
避難所等の避難先での申請が可能ですが  
義理金や給付金等は収入認定されないのが原則です。

「被災者生活再建支援法」による給付(都道府県・市町村)  
※④を参照(最大300万円)  
□災害用給付金法による給付(市町村)  
・災害中絶金(滞滞に各 500万円)  
・災害用給金(重い後遺障害に最大 250万円)  
□義理金(各自自治体)  
被災者の内容・程度・り証明書が必要になることも。  
□生活保護(都道府県・市町村)  
避難所等の避難先での申請が可能ですが  
義理金や給付金等は収入認定されないのが原則です。

「被災者生活再建支援法」による給付(都道府県・市町村)  
※④を参照(最大300万円)  
□災害用給付金法による給付(市町村)  
・災害中絶金(滞滞に各 500万円)  
・災害用給金(重い後遺障害に最大 250万円)  
□義理金(各自自治体)  
被災者の内容・程度・り証明書が必要になることも。  
□生活保護(都道府県・市町村)  
避難所等の避難先での申請が可能ですが  
義理金や給付金等は収入認定されないのが原則です。

「被災者生活再建支援法」による給付(都道府県・市町村)  
※④を参照(最大300万円)  
□災害用給付金法による給付(市町村)  
・災害中絶金(滞滞に各 500万円)  
・災害用給金(重い後遺障害に最大 250万円)  
□義理金(各自自治体)  
被災者の内容・程度・り証明書が必要になることも。  
□生活保護(都道府県・市町村)  
避難所等の避難先での申請が可能ですが  
義理金や給付金等は収入認定されないのが原則です。

「被災者生活再建支援法」による給付(都道府県・市町村)  
※④を参照(最大300万円)  
□災害用給付金法による給付(市町村)  
・災害中絶金(滞滞に各 500万円)  
・災害用給金(重い後遺障害に最大 250万円)  
□義理金(各自自治体)  
被災者の内容・程度・り証明書が必要になることも。  
□生活保護(都道府県・市町村)  
避難所等の避難先での申請が可能ですが  
義理金や給付金等は収入認定されないのが原則です。

「被災者生活再建支援法」による給付(都道府県・市町村)  
※④を参照(最大300万円)  
□災害用給付金法による給付(市町村)  
・災害中絶金(滞滞に各 500万円)  
・災害用給金(重い後遺障害に最大 250万円)  
□義理金(各自自治体)  
被災者の内容・程度・り証明書が必要になることも。  
□生活保護(都道府県・市町村)  
避難所等の避難先での申請が可能ですが  
義理金や給付金等は収入認定されないのが原則です。

「被災者生活再建支援法」による給付(都道府県・市町村)  
※④を参照(最大300万円)  
□災害用給付金法による給付(市町村)  
・災害中絶金(滞滞に各 500万円)  
・災害用給金(重い後遺障害に最大 250万円)  
□義理金(各自自治体)  
被災者の内容・程度・り証明書が必要になることも。  
□生活保護(都道府県・市町村)  
避難所等の避難先での申請が可能ですが  
義理金や給付金等は収入認定されないのが原則です。

「被災者生活再建支援法」による給付(都道府県・市町村)  
※④を参照(最大300万円)  
□災害用給付金法による給付(市町村)  
・災害中絶金(滞滞に各 500万円)  
・災害用給金(重い後遺障害に最大 250万円)  
□義理金(各自自治体)  
被災者の内容・程度・り証明書が必要になることも。  
□生活保護(都道府県・市町村)  
避難所等の避難先での申請が可能ですが  
義理金や給付金等は収入認定されないのが原則です。

「被災者生活再建支援法」による給付(都道府県・市町村)  
※④を参照(最大300万円)  
□災害用給付金法による給付(市町村)  
・災害中絶金(滞滞に各 500万円)  
・災害用給金(重い後遺障害に最大 250万円)  
□義理金(各自自治体)  
被災者の内容・程度・り証明書が必要になることも。  
□生活保護(都道府県・市町村)  
避難所等の避難先での申請が可能ですが  
義理金や給付金等は収入認定されないのが原則です。

### 被災者支援チェックリスト

被災後は使えそうな制度にチェック

2022年8月版

知りたい項目の支援情報をチェック

- 災害時特有の問題を知りたい・・・→①へ
- お金の支援制度(給付・貸付)・・・→②③へ
- 住宅の修理・再建の支援制度・・・→④へ
- 仮設住宅・公営住宅・・・→⑤へ
- 個人が抱えるローンの悩み・・・→⑥へ
- 子ども・教育の支援制度・・・→⑦へ
- 雇用・事業の支援制度・・・→⑧⑨へ
- 税金・保険料などの減免制度・・・→⑩へ

災害の種類などにより、適用される支援制度は異なり、また後から適用されることもあります。各制度の窓口は、( )内に記載しています。

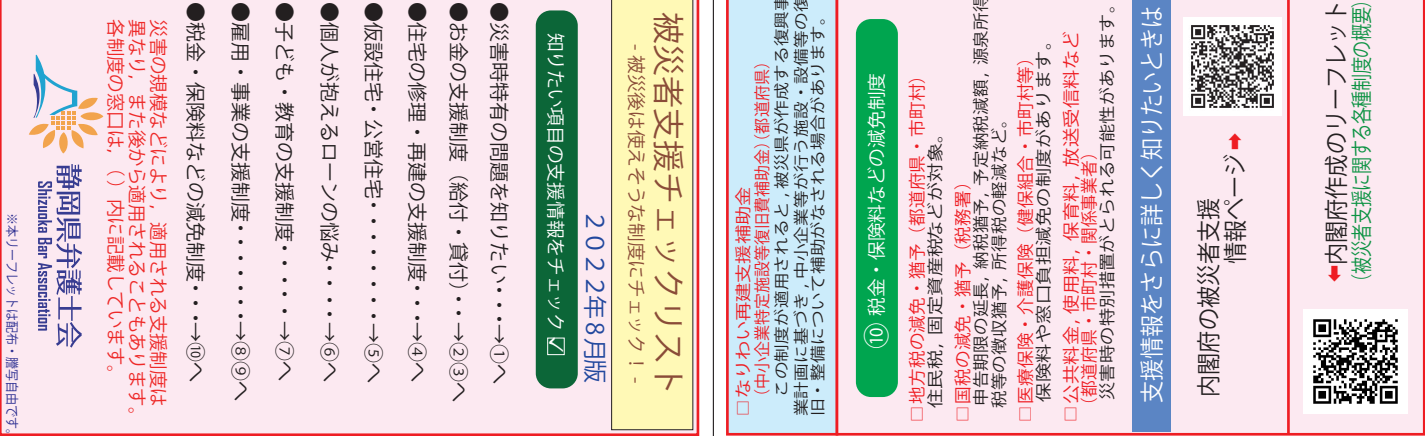
### 被災者生活再建支援法 (都道府県)

この制度が適用される時、被災者が作成する復興事業計画に基づき、中小企業等が行う施設・設備等の復旧・整備について補助がなされる場合があります。

- ⑩ 税金・保険料などの減免制度
  - 地方税の減免・猶予 (都道府県・市町村)  
住民税、固定資産税などが対象。
  - 国税の減免・猶予 (税務署)  
申告期限の延長、納税猶予、所得税の軽減など。
  - 医療保険・介護保険 (健保組合・市町村等)  
保険料や窓口負担減免の制度があります。
  - 公共料金、使用料、保育料、放送受信料など (都道府県・市町村、関係事業者)  
災害時の特別措置がとられる可能性があります。

内閣府の被災者支援情報ページ

内閣府作成のリーフレット (被災者支援に関する各種制度の概要)



静岡県弁護士会  
Shizuoka Bar Association  
※オンラインプリントは配布・謄写自由です。